

## 令和5年度青森県中小企業若手人財確保・定着支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、人口減少や高齢化の進行に伴う労働力不足に対応するため、県内中小企業等が行う若手人財確保や定着力の向上を図る事業に要する経費について、令和5年度予算の範囲内において、当該企業等に対し、青森県中小企業若手人財確保・定着支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業等)

第2 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

### (申請書等)

第3 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 誓約書（別紙3）
- (4) 補助事業に要する経費のうち、補助対象経費の内容を明らかにした見積書等
- (5) 申請者の過去2期分の決算報告書又はそれに類するもの
- (6) 定款又はこれに代わる書面（個人である場合を除く）
- (7) その他知事が定める書類

3 補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額し、交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更(補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更を除く。)をする場合又は補助対象事業に要する経費の変更(20パーセント以内の減少を除く。)となる場合において、事業変更承認申請書(第2号様式)を知事に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止(廃止)承認申請書(第3号様式)を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はこれらの遂行が困難となった場合において、速やかに事業遅延(事故)報告書(第4号様式)を知事に提出してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

(申請の取下げの期日)

第5 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第6 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(補助金の請求)

第7 補助金の請求は、補助金請求書(第5号様式)を知事に提出して行うものとする。

(状況報告)

第8 規則第10条の規定による報告は、知事の要求があったときは、知事の定める期日までに事業遂行状況報告書(第6号様式)を提出して行うものとする。

(実績報告)

第9 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して10日を経過した日又は補助金の交付に係る年度の3月31日のいずれか早い期日までに事業完了(廃止)実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業報告書（別紙1）
  - (2) 収支精算書（別紙2）
  - (3) 補助対象経費に係る支払証拠書類の写し
- 2 前項の実績報告を行うに当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らか  
な場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告するものとする。

（産業財産権等に関する報告）

第10 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権また  
は商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業期間内に出願もしくは取得し  
た場合またはそれを譲渡し、もしくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨  
記載した産業財産権等取得等届出書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

（情報管理及び秘密保持）

第11 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該  
情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、  
法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に  
利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限  
定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理  
由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第12 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕  
入控除額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（第9号様式）を提出す  
るものとする。

- 2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税等仕入控除額の全部又は一部に  
ついて、その返還を請求するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

別表（第2関係）

<p>補助対象 事業者</p>	<p>県内に事業所がある中小企業等であって、次の（1）から（3）に掲げる要件をすべて満たすものであること。</p> <p>（1）中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者</p> <p>（2）あおり若者定着サポート企業への登録申請を行っていること <a href="https://www.aomori-life.jp/syogakukin/">https://www.aomori-life.jp/syogakukin/</a></p> <p>（3）あおり県内就職促進パートナー企業への登録申請を行っていること <a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/roseinoryoku/kennai-syusyoku-partner.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/roseinoryoku/kennai-syusyoku-partner.html</a></p>
<p>補助対象 事業</p>	<p>次のいずれかに該当する事業であり、事業の実施にあたっては商工団体や金融機関など支援機関のサポートを受けながら実施するもの。</p> <p>（1）採用力向上に資する事業（当該事業の実施により前年度の採用実績を上回る採用を予定していること）</p> <p>（2）職場定着力向上に資する事業</p>
<p>補助対象 経費</p>	<p>謝金（専門家謝金）、旅費（専門家旅費、職員旅費）、通信運搬費、借損料（リース料）、消耗品費（印刷製本費、資料購入費を含む。）、広報費、使用料及び賃借料（会場借上費を含む。）、委託費、その他知事が必要と認める経費</p>
<p>補助金の 額</p>	<p>補助対象経費の2分の1に相当する額（千円未満の端数切捨て）又は50万円のいずれか低い額以内の額とする。</p>

青森県知事 殿

申請者

（住 所）

（企 業 名）

（代表者職氏名）

令和5年度青森県中小企業若手人財確保・定着支援事業費補助金交付申請書

令和5年度において実施する青森県中小企業若手人財確保・定着支援事業について、補助金の交付を受けたいので、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号）第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 補助事業に要する経費 | 円 |
| (2) 補助対象経費     | 円 |
| (3) 補助金交付申請額   | 円 |

（注）次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金交付申請額}$$

2 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 誓約書（別紙3）
- (4) 補助事業に要する経費のうち、補助対象経費の内容を明らかにした見積書等
- (5) 申請者の過去2期分の決算報告書又はそれに類するもの
- (6) 定款又はこれに代わる書面（個人である場合を除く）
- (7) その他知事が定める書類

別紙 1 (第 3、第 9 関係)

事業計画 (実績) 書

1 補助事業者の概要

企 業 名		
資 本 金		
常時使用する従業員数		
業 種		
法 人 番 号		
事業活動の内容	主要製品 サービス	
	主な顧客	
事業を実施する事業 所の所在地	〒 TEL : FAX :	
連 絡 窓 口	電 話 番 号	
	FAX 番号	
	部 署	
	役 職	
	担当者名	
	E - m a i l	
金 融 口 座	金融機関名	
	支 店 名	
	口 座 種 類	
	口 座 番 号	
	口 座 名 義	
	口座名義カナ	

2 補助事業の概要

補助事業名	※補助事業の内容がわかるように簡潔に記載すること。
事業実施場所	
事業実施期間	開始予定年月日 令和 年 月 日 完了予定年月日 令和 年 月 日
事業の目的及び内容	
事業スケジュール	
本事業をサポートする 支援機関及び支援内容	
あおり若者定着サポート 企業の登録申請状況	
あおり県内就職促進パー トナー企業の登録申請状況	
今回の取組により 期待される効果	※前年度の採用実績及び本年度の採用予定を記載すること

(注) 1 補助事業者ごとに一葉作成すること。

2 補助事業の内容（実績）が分かる図面、写真等を添付すること。

別紙2（第3、第9関係）

収支予算書（精算書）

1 収入の部

（単位：円）

項目	予算(精算)額	摘要
補助金		2の補助対象経費合計額の1/2以下または50万円以下
自己資金		
その他		
合計		

2 支出の部

（単位：円）

経費区分	補助事業に 要する経費 (税抜金額)	補助対象経費 (税抜金額)	うち補助金	備考 (積算根拠)
専門家謝金				
専門家旅費				
職員旅費				
通信運搬費				
借損料				
消耗品費				
広報費				
使用料及び賃借料				
委託費				
その他の経費				
合計				

（注）消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。また、見積書等の根拠資料を添付すること。



年 月 日

青森県知事 殿

申請者

（〒所在地）

（企業名）

（代表者職氏名）

印

誓 約 書

補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第2号様式（第4関係）

令和 年 月 日

青森県知事 殿

住 所  
補助事業者 企 業 名  
代表者職・氏名

令和5年度青森県中小企業若手人財確保・定着支援事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け青労能第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和5年度青森県中小企業若手人財確保・定着支援事業の内容を、下記のとおり変更したので、令和5年度青森県中小企業若手人財確保・定着支援事業費補助金交付要綱第4第1号の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

（注）変更の内容は、別紙1、別紙2に準じて作成するものとし、上下二段書きで、上段に変更前の内容を括弧書きで記載すること。

令和 年 月 日

青森県知事 殿

住 所  
補助事業者 企 業 名  
代表者職・氏名

令和5年度青森県中小企業若手人財確保・定着支援事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け青労能第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和5年度青森県中小企業若手人財確保・定着支援事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、令和5年度青森県中小企業若手人財確保・定着支援事業費補助金交付要綱第4第2号の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

青森県知事 殿

住 所  
補助事業者 企 業 名  
代表者職・氏名

令和5年度青森県中小企業若手人財確保・定着支援事業遅延（事故）報告書

令和 年 月 日付け青労能第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和5年度青森県中小企業若手人財確保・定着支援事業について、下記のとおり遅延（事故）があったので、令和5年度青森県中小企業若手人財確保・定着支援事業費補助金交付要綱第4第3号の規定により、報告します。

記

- 1 補助事業者の名称
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 補助事業に要した経費 円
- 4 遅延（事故）の内容及び原因
- 5 遅延（事故）に対する措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

（注）遅延（事故）の理由を立証する書類を添付すること。

第5号様式（第7関係）

令和 年 月 日

青森県知事 殿

住 所  
補助事業者 企 業 名  
代表者職・氏名

令和5年度青森県中小企業若手人財確保・定着支援事業費補助金請求書

令和 年 月 日付け青労能第 号で交付決定の通知を受けた令和5年度青森県中小企業若手人財確保・定着支援事業費補助金について、同補助金交付要綱第7の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

- 1 交 付 決 定 額
- 2 補 助 金 確 定 額
- 3 今 回 請 求 額
- 4 振 込 先

金融機関名、支店名	
口座種別及び口座番号	
口 座 名 義	

第6号様式（第8関係）

令和 年 月 日

青森県知事 殿

住 所  
補助事業者 企 業 名  
代表者職・氏名

令和5年度青森県中小企業若手人財確保・定着支援事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け青労能第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和5年度青森県中小企業若手人財確保・定着支援事業の遂行状況について、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号）第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業者の名称
- 2 補助事業の遂行状況
- 3 補助対象経費の支出状況 円

青森県知事 殿

住 所  
補助事業者 企 業 名  
代表者職・氏名

令和5年度青森県中小企業若手人財確保・定着支援事業完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け青労能第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和5年度青森県中小企業若手人財確保・定着支援事業が完了（を廃止）したので、青森県補助金等の交付に関する規則第12条の規定により、関係書類を添え下記のとおり報告します。

記

1 補助金額 円

（注）次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

2 添付書類

- (1) 事業報告書（別紙1）
- (2) 収支精算書（別紙2）
- (3) 補助対象経費に係る支払証拠書類の写し

第8号様式（第10関係）

令和 年 月 日

青森県知事 殿

住 所  
補助事業者 企 業 名  
代表者職・氏名

産業財産権等取得等届出書

令和5年度青森県中小企業若手人財確保・定着支援事業費補助金交付要綱第10の規定により、下記のとおり産業財産権等の取得（出願、譲渡、実施権の設定）をしたので届け出ます。

記

- 1 産業財産権等の種類及び番号
- 2 産業財産権等の内容
- 3 相手先及び条件（譲渡、実施権設定の場合）



青森県知事 殿

住 所  
補助事業者 企 業 名  
代表者職・氏名

令和5年度青森県中小企業若手人財確保・定着支援事業  
消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け青労能第 号で交付決定の通知を受けた令和5年度青森県中小企業若手人財確保・定着支援事業費補助金について、令和5年度青森県中小企業若手人財確保・定着支援事業費補助金交付要綱第12第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |  |   |
|--|---|
| 1 青森県補助金等の交付に関する規則第13条に基づく確定補助金額<br>(令和 年 月 日付け青労能第 号による補助金の額の確定通知額) | 円 |
| 2 補助金の額の確定時における消費税等仕入控除税額 (A)  | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額 (B)                               | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (B - A)   | 円 |

(注) 内訳資料その他参考となる資料を添付すること。